

在日ブラジル人児童の教育から見る 日本社会の多民族化状況

リリアン テルミ ハタノ⁽¹⁾

1. 日本社会の多文化状況の概要

日本社会の多民族化・多文化状況を把握するには、まず日本の外国人人口を確認することが必要である。現在、日本在留の外国人のうち3ヵ月以上日本に滞在予定の者は外国人登録することを義務づけられている。そしてその統計資料は、『在留外国人統計』で見ることができる。しかし、そこに現れているのは日本社会の多様化状況のほんの一部に過ぎず、全体ではない。全体像を把握するに、さらに別の方法で検討する必要があると思われる。

1952年に在日韓国・朝鮮人⁽²⁾が一方向的に日本国籍を剥奪されて後、1959年から『在留外国人統計』が発行されるようになった。1974年までは5年おきに発行され、その後10年間の空白期間があり、1985年に再び発行が始まった。1995年までは2年おきの発行で、それ以降は毎年発行されている。

1.1 外国人登録統計から見える多様化状況

『在留外国人統計』を見ると、在留外国人人口が増加し毎年最多記録を更新しつづけていること、在留外国人の出身国数が増えてきていること、長期滞在者数も年々確実に増えてきていること、などが明らかである。

2004年末現在における外国人登録者統計（法務省入国管理局）によると、外国人登録者の総人口は197万3,747人であり、日本の総人口に占める割合は1.55%である。前年末比で3.1%の増加になっており、5年前の1999年に比べると26.8%、10年前

の1994年末に比べると45.5%の増加となる。

出身地域別で見ると、7割以上がアジア出身で、2割弱が南米諸国出身である。外国人登録者の国籍は188カ国に上り、韓国・朝鮮が60万7,419人で全体の30.8%を占め、以下多い順に、中国⁽³⁾48万7,570人(24.7%)、ブラジル28万6,557人(14.5%)、フィリピン19万9,394人(10.1%)、ペルー5万5,750人(2.8%)、米国⁽⁴⁾4万8,844人(2.5%)、と続き、その他182カ国が28万8,213人(14.6%)である。

登録している外国人をさらに国籍別、年齢別、性別、地域別、在留資格別で見ると興味深い事実が明らかになる。国籍によって在留資格に明確な偏りが見られるのである。例えば、在日フィリピン人の25%の在留資格は「興行」であり、23%は「永住者」、22%は「日本人配偶者等」で、フィリピン出身者の実に4分の3がこの3つの在留資格に集中している。そして、在日フィリピン人人口の82%が女性、しかも在日フィリピン人人口の62%が20歳から39歳の若い女性で、その大多数は「興行」という在留資格なのである。このような偏りないし集中は、フィリピン人は他の在留資格を意図的に選択しないから生じるというより、日本政府によって特定の在留資格しか与えられないがために生じていると考えるのが合理的である。もちろん在留資格の取得条件には国籍が挙げられてはいない。しかし、日本の出入国管理制度は、実際の運用において、在留申請者の国籍によって取得できる在留資格が異なるという結果を生み出していることが、在日フィリピン人の外国人登録状況からはっきりとうかがえる。

(1) Lilian Terumi HATANO

(2) 在日韓国・朝鮮人に関しては様々な呼称方法があり、その説明もすべて説得力がある。ここでは、在日韓国朝鮮人の一民族であることを指す場合は、「在日コリアン」と表記し、外国人登録統計に関しては、そこで使用されている「韓国・朝鮮」を使用する。

(3) 『在留外国人統計』では、中国の中に台湾を含む。

(4) 在日米軍関係者は、日米地位協定によって外国人登録をする義務を免除されている。在日米軍基地関係者もカウントすれば、ここに挙げた順番も変わるようになるであろう。

【表1】外国人登録者数の推移（一部）

年版	年月	総数	韓国・朝鮮*1	ブラジル	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳
昭和34(1959)	1959.4	674,315	607,533	—*2	—	—	—	—
昭和39(1964)	1964.4	659,701	578,572	273	48	30	22	27
昭和44(1969)	1969.4	696,405	603,712	622	120	171	50	17
昭和49(1974)	1974.4	794,094	638,806	1,506	152	321	244	70
昭和60(1985)	1984.12	840,885	687,135	1,953	101	107	167	200
昭和62(1987)	1986.12	867,237	677,959	2,135	69	85	95	153
平成1 (1989)	1988.12	941,005	677,140	4,159	84	107	91	296
平成3 (1991)	1990.12	1,075,317	687,940	56,429	1,187	806	689	4,804
平成5 (1993)	1992.12	1,281,644	688,144	147,803	5,082	4,075	3,169	12,997
平成7 (1995)	1994.12	1,354,011	676,793	159,619	5,666	4,931	3,726	12,409
平成8 (1996)	1995.12	1,362,371	666,376	176,440	6,908	5,685	4,646	13,915
平成9 (1997)	1996.12	1,415,136	657,159	201,795	9,226	6,916	5,963	16,310
平成10(1998)	1997.12	1,482,707	645,373	233,254	12,935	8,866	8,019	19,276
平成11(1999)	1998.12	1,512,116	638,828	222,217	14,380	8,948	8,619	17,517
平成12(2000)	1999.12	1,556,113	636,548	224,299	15,199	9,142	8,938	15,583
平成13(2001)	2000.12	1,686,444	635,269	254,394	17,368	11,005	10,210	18,215
平成14(2002)	2001.12	1,778,462	632,405	265,962	17,916	12,544	10,478	17,512
平成15(2003)	2002.12	1,851,758	625,422	268,332	17,264	13,643	9,967	16,106
平成16(2004)	2003.12	1,915,030	613,791	274,700	16,771	14,877	9,736	16,558
平成17(2005)	2003.12	1,973,747	607,419	286,557	16,878	16,010	10,137	17,312

出典：各年『在留外国人統計』より、ハタノ作成。

*1 昭和34年版と39年版の『在留外国人統計』では、「朝鮮」と「朝鮮人」と記載されているが、昭和44年版以降は「韓国・朝鮮」と記載されるようになった。

*2 昭和34年版では、「朝鮮」「中国」「アメリカ」「その他」という区分がなく、またブラジル国籍は識別不可能。

つまり日本の出入国管理制度は、日本社会がどのような形で多様化していくのかをコントロールする役割を果たしているといえる。どのような外国人にどのような在留資格を与え、どのような活動することを許可するか、どの職業に就き、どのような社会的地位が得られるようにするか。在留資格申請・許可の段階で、日本政府はこれらすべてを調整しながら、管理しているのである。

本研究の対象である在日ブラジル人についても同様の傾向が見られる。ブラジル人の場合は、出入

国管理及び難民認定法が1990年に改正されて以降、日系2世なら「日本人配偶者等」という在留資格を取得することが可能になった。この在留資格があれば、たいていの場合3年間の在留資格が取得できる。呼称は「興行」のような明確に就労のためのビザではないが、多くの研究者が指摘するように、実質的には、合法的な就労を可能にするために設けられた在留資格である。この資格の創出によって、在日ブラジル人の人口は急激に増加したことが分かる（表1参照）。在留期間も、当初は2～3年が一般的だっ

たのが年々長期化している。

日系2世の配偶者と子ども、そして日系3世は「定住者」という在留資格を取得するケースが多い。ただ、同じ「定住者」資格の取得者でも、その扱いは少し異なる。まず、2世の子ども、つまり3世であれば、書類さえ整っていれば比較的問題なく「定住者」の在留資格が取得できる。日本人との血のつながりが重視された結果である。一方、日系2世または3世の配偶者については、事はそう単純ではない。というのは、日系2世または3世の非日系配偶者は日本人と血縁のある人との婚姻関係の存在を条件として「定住者」資格が与えられる場合が多いため、なんらかの理由でその婚姻が破局することになれば、その多くが日本に在留する資格を失い在留継続の機会を奪われてしまうのである。その結果、家族が日本の内外に分断される状況が生じてしまう。

家族単位での滞在、すなわち「家族の結合」よりも、血縁関係が優先されるという点に注目すべきである。これを「血統主義」と呼ぶことができよう。日本政府は、在留資格の付与にあたって、日本人との血のつながりを極めて重視している。例えば、日本人との血のつながりがある子どもには在留資格が与えられるが、そうではない場合は与えられないという区別がなされている。さらにいえば、日系3世は、日系2世と比べて日本人との血のつながりが薄いためか、大半は在留資格を毎年更新しなければならない。日系2世は、「日本人配偶者等」として在留資格の更新を3年に一度すればすむのだが、それと比べて、かなり厳しい条件である。4世となると、さらに条件が厳しくなる。

このような「血統主義」の問題性は、現実に存在する多様な家族のあり方を一切考慮せず破壊してしまうことにある。日本の血統主義つまり血統を基準とする在留資格制度は、来日前の夫婦間には存在しなかった、新たな力関係の違いをもたらし、家族の分断をも生み出してきた。

血縁の有無による家族の分断の問題は、直接の血縁がない養子縁組の子どもの場合にも生じうる。このことは中国残留日本人⁽⁵⁾を取り巻く問題として

既に多くの研究で指摘されてきた。

また、日本人の非日系配偶者が、在留資格を失い子どもと引き離されることを恐れて、離婚に踏み切れないといったケースが、ブラジル人だけでなくフィリピン人の事例でも少なくないようである。そしてその背景には、家庭内暴力の問題が生じていることが指摘されている。つまり、家庭内暴力の被害者がたとえ助けを求めたくても、加害者である日本人または日系人の夫やパートナーから離婚されて在留資格を失うのを恐れて、耐えるしかない状況に置かれてしまうのである。子どもがいる家庭では、子どもと引き離されてしまうことを恐れて、暴力を振るう相手から逃げられないでいるケースも多く、問題視されている。

このように様々な問題をはらみつつも、日本社会が未体験のスピードで多様化しつづけていることは、外国人登録者数の増加率を見ると、疑いの余地がない。

もちろん外国籍者人口の絶対数や総人口に占める割合を単純に比較すれば、多様化といっても欧米諸国のそれとは比べものにならないのはいままでのだが、このような多様化が日本社会にとっても決して新しい現象ではないことを確認しておきたい。日本社会が多民族社会であることは間違いないにもかかわらず、いまだに「日本は単一民族国家だ」といった言説が語られることが少なくない。「単一民族国家」という幻想は、近代以降の国民国家形成の流れの中で生み出されたものと考えられるが、近年の「首相の靖国神社参拝」問題を見ると、「日本の民族性」に関する幻想は今でも幅広く浸透し、根強く信仰されており、若い世代にもしっかり受け継がれているように見えるからである。

1.2 外国人登録統計から見えない多民族化状況

外国人登録者数の増加のみでは日本社会の多民族化状況は明らかにはならない。

外国人登録統計では見えない多民族化を見るにあたっては、李(2003a)の研究グループの幅広い研究領域に渡る調査研究がもっとも参考になる。この

(5) 中国帰国者ともいうが、ここでは、「中国残留日本人」を使用する。

研究グループの報告書によると、2001年の日本での国際結婚の割合は、全体の5%であった。全国で20組に1組ということで、過去最高の高率である。東京都では11組に1組(9.1%)、大阪市でも東京都と同様で、11組に1組(9.4%)である。東京都区部では10組に1組(10.5%)であり、地方でも、例えば山梨県では12組に1組(8.1%)ということで、決して都市部に限った現象ではないことがわかる。

その結果、父親または母親のどちら一方が外国人という新生児も急増している。同研究によると親が外国人の総出生児数に占める割合は全国で2.9%、34人に1人である。1987年から2001年の間に生まれた、父親または母親のどちら一方が外国人の新生児の総数は420,192人である。その内訳で多い順では、1位は、父親が日本人で母親が外国人の169,664人(40.4%)、2位は、父母ともに外国人の150,097人(35.7%)であり、最後に、父親が外国人で母親が日本人の100,431人(23.9%)である。

また、2001年に生まれた、父親か母親のどちら一方が外国人という新生児の総数は、25,014人だったが、その子どもたちの母親の国籍は韓国・朝鮮(23.8%)、中国(22.2%)、フィリピン(22.0%)、ブラジル(13.1%)と、全体の8割がこの4カ国に集中していることが同研究で明らかになった。現行の国籍法の下では、二重国籍は認められていないものの22歳になるまではどちらか一方の国籍を選択する必要がないので、外国籍者と日本国籍者との国際結婚カップルの間に誕生した子どもはとりあえず日本国籍を保有し外国人登録はしないという可能性が極めて大きいと考えられる。そして、このような家庭環境の多様化は、国籍で縦割りに分析する外国人登録統計からは見えてこない。

ここで重要なのは、国際結婚の増加は日本社会の多様化・多民族化に大きく貢献しているということ、そして、そこから生まれる多様な家庭環境のなかで子どもたちが育ってきているということである。

もう一つ指摘しておかねばならないのが、外国人登録者のうち日本国籍を取得する者が年々増加しているということである。韓国・朝鮮人の間だけでも年間1万人程度が日本国籍を取得していると言われていた。日本の国籍取得条件が緩和されたことがこ

の傾向に拍車をかけたことは間違いないが、決してそれが唯一の要因ではないと考えられる。日本社会の差別を回避するために日本国籍を取得するケースがあるだろうし、日本人との結婚を通じて新たな関係を日本社会と結んだことがきっかけとなったケースもあるだろう。若い世代の間では、そのすべてとはいわないまでも、日本で日本人と同じように生まれ育ったという意識が強い人々が育ってきたとも考えられる。

ブラジル国籍者の間でも、「日本人配偶者等」「定住者」から「一般永住」へ在留資格を変更する人が年々増加している。これを「永住を決心した」意思表示だととらえる研究者もいるが、やはりそんな単純な問題ではないと考える。というのは、日本の在留資格制度における「永住」は、永住権という権利として保障されたものではないからである。たしかに1年や3年といった在留期限はないが、「一般永住」も他の在留資格と同じく資格の一種に過ぎない位置付けなのである。在留期間を定期的に更新しなければならぬ他の在留資格より安定しているとはいえず、永住権ではない。「一般永住」資格を取得したからといって永住が保障されるわけではないのだ。「一般永住」資格を取得する傾向の背景には、母国ブラジルの社会・経済状況への不安や、今しばらくは日本で安定した就労環境を確保したいといった意識があるのだと考えるべきであろう。

今後、ブラジル人が日本での永住を決意すれば、ブラジルでは二重国籍が認められていることから、日本国籍を取得するブラジル人も若干増加すると思われる。だが、言語の問題を含む手続の複雑さを考えると、大多数の在日ブラジル人にとって日本国籍取得の壁は大きい。在日コリアンのように日本国籍取得が急増していくまではまだ時間がかかると思われる。

1.3 在日ブラジル国籍の子どもの数について

これまでにも在日ブラジル人に関する研究が多くなされてきたが、その中でも梶田・丹野・樋口(2005)が、これまでの研究のレビューの意味でも特に参考になる。

2005年はブラジルから日本への「デカセギ現象」

【表2】0-19歳登録者数(ブラジル国籍)関西地域：2004年

	総数	ブラジル	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳
全国	1,973,747	286,557	16,878	16,010	10,143	17,312
関西地域	416,152	22,221	1,127	964	634	914
大阪	212,590	4,758	182	142	118	243
兵庫	101,963	3,550	142	123	85	217
京都	55,682	654	18	12	15	31
滋賀	27,439	12,128	755	657	383	845
奈良	11,446	928	28	25	30	71
和歌山	7,032	203	2	5	3	7

出典：入管協会『17年版在留外国人統計』より、ハタノ作成

が始まって20周年を迎えた年だといわれている。そのこともあって、医療、法律、社会学、教育など各分野の様々な側面からの研究報告・活動報告が、ブラジルで行われた。中でも、日本・ブラジル両国において特に注目を集めているのが、子どもたちの教育の問題である。

ただ、在日ブラジル人の子どもの教育に関する研究の多くは、東海地域(愛知県、静岡県)のような、ブラジル人が多数集住する地域を対象としており、少数点在地域の事例についての研究報告は比較的少ない。そこで本研究では、少数点在地域の状況に焦点を当てることにした。フィールドワークの対象として選んだのは、関西地域である。外国人登録者の中でも南米出身者、特にブラジル人が圧倒的に多い東海地域に隣接する関西地域は、歴史的背景のため、日本の外国人人口全体の傾向と同様に、旧植民地出身者である「特別永住者」が伝統的に最も多い地域であった。

表2は、関西地域(2府4県)在住の0歳から19歳のブラジル国籍の子どもたちの数を年齢区分別にまとめたものである。府県によってその構成が異なっていることが分かる。中でも滋賀県は、この数年、他府県とは異なる独自の傾向を強めている。在日ブラジル人をはじめとするニューカマーと呼ばれる子どもたちとその家族が、年々急増しているのである。

2. ニューカマーの子どもたちの現状と課題

ブラジルの社会学者で活動家でもある Herbert de Souza⁽⁶⁾は「社会が子どもたちをどのように扱っているかを基準に、その社会を評価する」と語った。その姿勢に賛意を表しつつ、ここでは、日本社会に在住する外国籍の子どもたち、特にニューカマーの子どもたちの現状と課題を整理し、明確にしたい。

2.1 受入れ態勢の問題

2.1.1 「就学許可」の問題

ニューカマーの受入れ態勢の問題は多くの研究者が指摘しているが、ここでは特に太田(2000)を挙げておきたい。日本政府は外国籍の子どもの就学に関しては、公立学校への「就学許可」という実に響きのよい制度を採用している。これによって受入れ態勢は、90年代初期のような「受入れ拒否」はしないという意味では、改善されてきたといえよう。しかし、問題がないわけではない。

子どもが日本国籍であれば、義務教育が憲法で保障されている建前上、行政、保護者には子どもが教育を受ける権利・学習する権利を保障する義務があり、不就学の子どもがいるのに何も措置を取らなければ責任が問われることになる。しかし、義務教育ではない外国籍の子どもの場合、扱いが異なること

(6) 1997年8月9日死去。Betinho(ベチニョ)の愛称で全国的に親しまれていた。

になる。そしてそれが、現在大きく問題視されている特にブラジル人の子どもの不就学問題に直結していると言わざるを得ない。

たしかに、外国籍の子どもを「日本国民を育成する」日本の公立学校に強制的に通学させることは、在日コリアンをはじめとする旧植民地出身者に同化教育を強いてきた歴史的経験にかんがみると、大きな問題を含むといわざるを得ないことも事実である。しかし、遅まきながら「子ども権利条約」を批准した日本において、子どもの不就学そして就労という問題が現実には生じているのである。「就学許可」という方針は、このような問題をそのまま温存することにしかつながらない。

「就学許可」の問題性は、日本の公立学校に通っていた外国籍の子どもが、イジメを含む様々な原因で通学しづらくなった時の、学校側の対応に顕著に現れる。様々な理由で日本の公立学校に「適応」できない外国籍の子どもたちが学校から遠ざかっていく現状が、社会問題になっているが、その問題を解決しようとする試みの過程で、多くの日本人教員が「あの子たちは、就学義務がない」と口にするのを本研究者は数多く耳にしてきた。「就学義務がない」ことが、子どもを学校に引き止めようとしないことを正当化する理由として挙げられるのである。

このような発言は、日本の公立学校は子どもが教育を受ける権利・学習する権利を保障する場ではなく、「日本人」を育成する場なのだと考えれば、理解しやすいかも知れない。しかし、「子ども権利条約」の批准国となった日本の公立学校の教員や学校関係者がこのようなことを気軽に口にする状況は、極めて憂慮すべきものといわざるを得ない。

ニューカマーの子どもたちの不就学の問題は、近年、特に問題視されるようになり、可児市で行われた厚生労働省（子ども家庭総合研究事業）（2004）の調査では、画期的な報告がなされた。その影響もあってか、以前は外国籍の子ども不就学の実態について本格的な調査を実施することに消極的だった文部科学省も、2005年度から予算を確保して、名乗りをあげた十数カ所の自治体での現状を把握する調査開始に踏み切った。その実施方法がどのようなものになるかはまだ明らかではないが、不就学児

童や就労児童、在留資格がない子どもの摘発につながるような、さらなる人権侵害を引き起こすものであってはならない。在留資格の有無に関わらず、すべての子どもの教育を受ける権利・学習する権利を行政や保護者が保障する義務を負っていることを確認し、問題解決につながる調査を期待したい。

2.1.2 自治体間の格差の問題

受入れ態勢に関する自治体間の格差も深刻な問題である。現状では、子どもが日本の公立学校になじんでいきやすいかどうか、すべて運任せの状態にあるといっても過言ではない。というのは、受入れ態勢の整備が進んだ地域に保護者が派遣業者によって派遣されれば、そこに家族も在住することになり、子どもは充実した初期対応や、受入れ態勢を享受できる可能性が高い。逆に、運悪く外国籍の子どもを受入れに消極的な地域に保護者が派遣されれば、子どもが学校で置かれる状況は厳しくなり、結果的に不就学になる可能性が高くなるからである。

一般に、ニューカマーの中でも南米出身者の大部分は派遣業者を通じた間接雇用という不安定な雇用形態で働いている。そのため、派遣業社の都合で急に引っ越ししなければならないケースが少なくないし、また、不安定な中でも家族のためによりよい生活を実現しようと考え、少しでも時給の高い仕事を探して、転職・転居をするケースも少なくない。その結果、子どもの教育が犠牲になってしまいがちなことは、事実である。このような犠牲を子どもが強いられないようにするための単純な解決方法として、保護者の雇用を安定させ、給与などの労働条件を改善することができれば、頻繁な引っ越しが減少するであろうとは、誰もが指摘することである。しかし、企業・経済界は、明らかに違う考えを持っている。企業・経済界は、外国人労働者を経済状況・経営状況に合わせた生産を行うために自由に雇用し自由に解雇できる「安価な使い捨て労働者」「雇用調整のための安全弁」とすることを望んでおり、そのような存在を必要としているのである。そもそも1990年の出入国管理及び難民認定法改正自体が、安価な労働力を必要とする経済界の働きかけで実現したものであった。

2.1.3 日本語教育の手法の問題

教育面の問題については、日本語教育の分野でも数々の研究がなされている。注意すべきなのは、一口にニューカマーといっても、漢字圏出身の子どもと非漢字圏出身の子どもが体験せねばならぬ状況の違いを考慮すべき点である。漢字の習得の速度や方法は漢字圏出身の子どもと非漢字圏出身の子どもとで異なるにも関わらず、そのような違いを考慮した指導が、あまりなされてはいない。非漢字圏出身の子どもの高校進学率が極めて低い理由の一つが、ここにあると考えられる。

そもそも、「国語」として日本語を教えることと「外国語」としての日本語を教えることとの違いすら、学校現場では近年ようやく意識されるようになってきたところであり、子ども向けの第2言語としての日本語教授法の研究もまだまだ十分というにはほど遠い。

2.1.4 蓄積・共有されない情報／

子どもの努力に依存するシステム

ニューカマーの子どもの受入れ態勢を見ていると、日本の公立学校での子どもの教育は、外国籍の子どもの対象とする場合に限らず、全校態勢で行われるものではないということがよく分かる。ニューカマーの子どものための教材や辞書、資料などをまとめて、財産として蓄積していこうという方針があっても、教員の異動一つで無に帰してしまう。せっかく貴重な教材や辞書が購入されていたり、保護者への連絡用の資料が多言語に翻訳され保管されていたりしても、その情報が教員同士の間で共有されていない。そのため、担当教員が変わったり異動したりすると、新しい担当教員が「初めての受入れ」を一から始めなければならなくなる。そこでは、経験の蓄積はもちろん、教育内容の継続性もないため、子どもたちは、毎年、状況が「振り出しに戻る」変化にさらされることになる。その不安定さが勉強意欲喪失の要因にもなり、ついには不就学にもつながっていく。

情報が共有されず経験が蓄積されないという状況の背景には、ニューカマーの子どもの担当になった教員や関係者が全てを単独で背負わねばならないと

いう、日本の公立学校が抱える問題が横たわっている。他の教員たちは自分が担当していない子どもの状況に関心を寄せる余裕などなく、また、いずれ自分が外国籍の子どもの担当になるかも知れないなどは、想像さえしないのである。

そしてこのような態勢は、本来は最も弱い立場におり最優先に保護されなければならない子どもに、最もがんばることを期待する。子どもは保護者に期待され、教員に期待され、同級生にも期待される。システムが全体として子どもの努力に依存している。

学校側にとって最優先の課題は、ニューカマーの子どもをできるだけ速く、問題なく日本の学校生活に適応させることにあるようである。個々の子どもの個性に合わせてなされるべき必要な配慮は、「みんなと一緒に」という日本式「平等概念」と衝突することがある。そのような場合、日本の公立学校では、子どもを「特別扱い」することを極端に恐れる傾向がある。そこで、多くの場合、マイノリティであるニューカマーの子どもは「みんな」に仲間入りできるよう努力するが、マジョリティの子どもたちや教員に適応するように積極的に努力し実現できるのは、かなり特別な子どもだけである。子どもは周囲に一生懸命合わせようとするが、必ずしも成功するわけではなく、そのような時にどのような対応がなされるかが、子どもの学校生活に大きく影響する。特に受入れの初期段階では、子どもにとって「必要な配慮」と「特別扱い」の違いを十分に認識して対応する必要がある。

必要な配慮としては、高校進学に関する配慮も重要である。非漢字圏の子どもの高校進学率が極めて低い現状を考えると、3点セットと呼ばれる、辞書持ち込み、10分程度の試験時間延長、漢字のルビ振り程度の配慮では、進学率の格差は解消されないであろう。自治体によっては、母語での作文などで入学試験に代えるといった試みも行われているが、滋賀県のように、10分程度の試験時間延長、漢字のルビ振り、といった配慮しかなされていない自治体もある。

非漢字圏出身の子どもの高校進学率の低さは、子どもたちの心に暗い影を落としている。実際に高校

進学を果たした先輩が極めて少ないことは、子どもたちが目指せるロールモデルに出会えないことを意味する。かくして子どもたちは、自分たちは高校に行けないから中学校卒業後は派遣労働者として働くしかないと思いつくことになる。そのような思い込みは、子ども自身の将来の可能性を摘み取り、狭めるだけでなく、国籍ないし人種を成立要素とするある種の社会階層を日本社会の中に生み出すことにつながっていく。

2.2 公教育の在り方の問題

子どもの受入れ態勢の悪条件が複数重なると、問題は何倍も複雑になり、解決が極めて困難になる。その意味で、受入れ態勢の充実が極めて重要な課題である。それをふまえたうえで、本節では教育内容に着目する。

教育の目的、意義は何か。「子ども権利条約」29条などが確認しているように、現代社会においては、子ども自身のために子どもの人格を成長させ、才能を伸ばし、子どもをエンパワーしていくことこそが、教育の目的・意義とされるべきであろう。だが、日本では、教育基本法（2006年改正前のもの。以下同じ）1条にあるように、「国民の育成」が目的とされている⁽⁷⁾。しかも、ここ数年の日本社会では、それ自体としては個人主義的な色合いの強い教育基本法を改正しようという動きが国政レベルで強まってきており、「人間」関係や人の尊厳を大切に生き方よりも「国家」を最優先し、「国家」のために生きる「国民」をつくる教育への転換が、政府与党によって進められつつある。同時に、歴史教科書問題に現れているように、日本近代の負の歴史を知らず、知ってもその非と真摯に向き合おうとしない世代を育成する教育への転換も試みられており、日本社会は今、大変危険な転換期にさしかかっているといえる。国家のために生きる国民を育成するという方向に教育内容が変わっていけば、「強者」が「弱者」を支配するという社会・経済構造が強化されることになる。21世紀に入ったにも関わらず、まさに19世紀の帝国主義時代への逆戻りである。

このような政治レベルでの動きを視界の外に置いて、日本の公立学校の教室内では、弱肉強食という過言ではない厳しい状況がすでに生まれている。教室内に、勉強が分かっていない子ども、孤立している子ども、友達ができない子どもがいても、教員をはじめとして、同級生も無関心、無感情なケースが珍しくないのである。そして、そういう状況の存在を容認することが、さらなる無関心、無感情を再生産し、状況をそのままに放置するという、悪循環が続く。これまで常に弱者を生み出してきた社会構造は、弱者の立場に置かれる者が入れ替わったとしても、本質は変わっていない。「切り捨ててもいい」人間、「無視」してもいい人間が存在するという状況が、こともあろうに教育の場で容認されてしまうことの危険性は、どれほど強調しても強調しすぎるということはない。

「切り捨ててもいい」人間、「無視」してもいい人間には日本人の子どももされうるが、学齢期の途中で転入してきたニューカマーの子どもは、学校の勉強についていくうえで困難があると見られていることや、高校進学率の低さすなわち将来の進路からしてすでに日本人の子どもとは違う存在であると見られていることなどから、クラスの中でも浮いた存在になりやすく、そうした立場に置かれやすい。しかも外国籍の子どもはいったん学校をやめてしまえば、日本人の子と違って「就学許可」扱いなので、学校ではまったく問題視されなくなる。このような状況が、「国家のための国民を育てる教育」の流れとともにさらに強化されるのではないかと、注視が必要である。

そもそも、日本社会の急激な多様化状況にかんがみると、「国家のための国民を育てる教育」を目指すよりも、多様な背景の子どもたち一人ひとりにとって意味ある教育、子どもにとって必要な教育を受けられる公教育を目指すべきであろう。

それゆえ、日本語教育に携わる担当教員は、無意識的な同化を進めていないか、常に意識すべきである。子どもたちの多様な背景を尊重し、結果的な同化を避けるためには、「同化しない日本語教育」を

(7) 本文中の解説は2006年改正前の教育基本法に対するものだが、改正後の法でも、第1条で「国民の育成」が目的とされている。

目指す取り組みが必要なのはもちろんだが、特に、子どもにとって大切な第一言語の教育の充実が急務である。近年、「母語（継承語）」教育の必要性をよく耳にするようになったが、そろそろ「母語（継承語）」教育の公立学校での実践について、可能性を真剣に検討すべきではないだろうか。導入は「無理だ」と全面的に否定する声もあるが、子どもに必要な教育だという認識と視点をもてば、否定はできないだろう。教育基本法の「国民教育」という目的と相容れないとの意見があるかも知れないが、日本の法体系の中では「子ども権利条約」が教育基本法に優越するのである。

「母語(継承語)」教育を公教育に導入するにあたっては、カナダのバイリンガル教育などにおける長年の経験が参考になる。カミンズ、ダネシ(2005)の継承語教育の研究成果は実証されている。ただ、政治的な理由で継続できずにいることは、非常に残念である。

2.3 不就学と児童労働

現在、就労可能年齢未満のニューカマーの子どもたちが他ならぬ日本国内の工場などで働いていることが問題となっている。だが、その事実を知る日本人は少ない。入管協会(2005:46)がまとめた不法就労者に関する統計によれば、2004年1年間に日本国内で摘発された15歳未満の子どもが23人もおり、その内15人が女性で、8人は男性である。この数字は氷山の一角に過ぎないと思われる。また、2004年9月2日の共同通信のニュースによれば、愛知県豊田市の企業で14歳のブラジル人が雇用され、プレス機械での作業中に右手を挟まれ、指を切断する大けがを負ったという。しかし、こうした問題が大々的に報じられることは少なく、日本人の関心は薄い。

このような児童労働・児童雇用の背景には、外国籍者に対する差別があるといわねばならない。日本人の子どもであれば、そのようなことがそもそも起こり得ないように、雇用側は注意するものだからだ。

この問題からはさらに、新たな「下層民」を生み

出すことで安価な労働力を確保していこうという、政府・経済界の意図も垣間見える。高等教育はもちろん初等教育さえ保障しなくてもいい子どもを国内で生み出せば、そのような子どもを、将来にわたって「安価な使い捨て労働力」として使うことが経済界には可能になる。なぜなら、学歴を非常に重視する日本社会の中では、高等教育を受けていない者や初等・中等教育も満足に終えていない者は、「安価な使い捨て労働力」の道を選ぶほかないからである。

ニューカマーの子どもたちを取りまく教育の深刻な状況が指摘されつづけ、問題を根本的に解決する方法がいくつも提案されているとしても、私企業の利益中心に社会が動くのであれば、マイノリティや弱い立場に立たされる者が被害を受けるのは避けられない。

こうした状況があっても、日本では人権教育が徹底していないため、外国籍の子どもを取りまく諸問題が日本社会自身の問題であるという認識が、残念ながら、まだまだ少ない。そのため、問題に苦しめられている「当事者」の外国籍者やその支援者などが訴えない限り、問題解決に向けた動きは始まらない。すでに苦しい状況に置かれている子どもの努力に依存する教育システムと同じ構造がそこにはある。この構造を克服するために、日本人も外国人もこの社会で暮らす当事者として、この社会のありようについてもっと関心を持ってくれることを期待したい。

2.4 不就学児童とブラジル人学校

在日ブラジル人が集住する地域には多数の「ブラジル人学校」⁽⁸⁾が生まれている。愛知県安城市に事務所がある在日ブラジル人学校協会(AEBJ)の情報によると、全国に約90校のブラジル人学校が存在する。そのうち33校の終了証明書は、ブラジル政府によって認可されている。しかし、日本政府からは、各種学校としてでもなく、私塾あるいは会社と見なされているのが大半であり、公的な資金援助や助成をまったく受けずに学校運営をしている状態である。その結果、授業料が高く、保護者の負担が

(8) ここでいうブラジル人学校は、ブラジル人に対して教育をおこなう学校を意味する。

大きい。

各校の規模は多様で、生徒が数人の小規模の学校もあれば、300人程の生徒を抱える学校もある。そして、個々の学校が直面している課題はそれぞれ異なる。しかし、共通しているのは、これらのブラジル人学校は、子どもたちが自国の言語、文化、アイデンティティを保持する権利を保障する試みとして重要な役割を果たしているということである。抱えている問題は多いが、不就学児童の問題をこれ以上増やさないためにも、大切な存在である。2005年には、他の外国人学校、民族学校と協力して教育機関としての法的地位を確立しようという動きが始まった。これは非常に重要な、緊急の課題である。国や地方自治体からの支援がないままでは、いつ閉鎖に追い込まれるかわからない状態の学校が多数存在するのが現実だからである。もし学校が閉鎖されれば、そこに在籍している子どもたちの教育はどうなるか。公立学校が大勢の子どもたちを突然迎えることになれば混乱はさげられないし、日本の学校には戻りたくないという子どもたちがどこへ行くのかという点も含めて大きな社会問題となるのは間違いない。

なお、外国人学校が抱えている共通課題を共有する目的で、2005年9月、神戸で「外国人学校全国フォーラム」が開催された。様々な外国人学校が連帯する試みは、日本で初めてのことである。このフォーラムを受けて同年11月には、「外国人学校の制度的保障を求めるネットワーク（準備委員会）」が形成された。今後の活動に注目したい⁹⁾。

3. 少子高齢化と多文化社会の展望

少子高齢化する日本社会の深刻な労働力不足をどう解決するかが、よく議論されている。議論の中で最も期待されているのが、外国人労働者の力である。だが、そこでなされているのは、残念ながら、どのように安い使い捨て労働者を確保するかの議論であり、外国人労働者やその家族の人権に関する議論はほとんど聞かれない。

労働力不足の影響を直接受けることになる経済界関係者は、外国人労働者の受入れを実現すべく、行政に対する様々な働きかけを行ってきている。その根底には、今後の日本経済は外国人労働者に大きく頼らざるを得ないとの認識がある。だが、経済界の掲げる目標は「労働者」の受入れというより安価な「労働力」の輸入という側面にあり、1990年の出入国管理及び難民認定法改正のときと変わらない。そして、人間を「労働力」として把握することがいかにすさまじい弊害を生むかは、ブラジル人たちニューカマーが日本社会で直面してきた問題から、すでに明らかなのである。そうであれば、今後は、外国人労働者に労働者としての権利などをきちんと保障して雇用する方向をこそ目指すべきである。

現在は、移住労働者の受入政策が正式には存在せず、日本との血のつながりを核にすえて、どうか労働力を確保している状況である。しかし、数年内に、移住労働者に対する門戸を徐々にでも開いていかねばならぬ時代が到来するであろう。そんな時代を、人権侵害などの恐れは抑えつつ、しかも、国籍による人間の序列化を生じさせずに迎えるにはどうすればいいのだろうか。

日本の少子高齢化が日本社会の多民族化と密接に関係するものだとの認識は、少しずつではあるが、日本国民に広く浸透してきている。そして、それと並行するように、あるいはそれよりもむしろ激しい勢いで、排外的ナショナリズムも広まっている。

日本社会が外国人労働者に依存する必要があるのであれば、その受入れが社会全体に与える影響について、もっと活発に議論がなされるべきである。特に、直接の影響を強く受けるであろう地方自治体が主体となって、積極的に議論を行わねばならない。例えば、住居の問題、医療や健康保険、社会保障の問題、外国人労働者の子どもの教育の問題など、地方自治体が主体となって取り組まねばならない問題が数多くある。

これまでの日系人「労働力」の受入れにあたっては、何か問題が起きてから対症療法的な措置が行われてきた。それでも未解決の問題はたくさんある。

(9) 同ネットワークにより、翌2006年には愛知で「多民族共生教育フォーラム2006愛知」が開催された。2007年には東京で開催予定。

それらの問題を未解決のまま、外国人労働者に向けて門戸を本格的に開けば、これまでよりもはるかに深刻な状況が現れるだろうことは想像に難くない。

「多文化共生」という言葉が頻繁に使用される昨今だが、その言葉が意味するものについての議論はほとんどなく、多様な価値観の人々、共通の言語を持たない人たちが日本社会の中でどのように共存し生活していくのかは、まだ不明である。しかし、「多文化共生」「共存」の前提として、外国籍住民を「人間」として受け入れる政策と、マジョリティである日本人とマイノリティである外国籍住民の間に対等な対話関係をつくることの必要性は、誰の目にも明らかである。労働者としての権利や、国際条約が国籍を問わずにあらゆる人間やすべての子どもに認めている権利が、国籍にかかわらず保障されることなくして「多文化共生」などといえないことは、これまた明らかであろう。これまでの日本社会のように、外国籍住民には義務を課しながらも、保障されるべき権利を保障せずにすまそうとすれば、外国人労働者を本格的に受け入れはじめた後は、国際社会の中で今よりもさらに厳しい非難に日本政府と日本社会はさらされることとなる。

2004年10月7日、8日、宮崎県宮崎市において、日本弁護士連合会主催の第47回人権擁護大会第1分科会が「多民族・多文化の共生する社会をめざして～外国人の人権基本法を制定しよう～」とのテーマで開催された。差別を許さない社会づくりを法律によって確保しなければならないと日弁連が提言したことは、実に画期的だった。

また、2005年12月には、多民族・多文化共生社会の実現に向けて、「外国人・民族的マイノリティ人権基本法」と「人種差別撤廃法」の制定、「国内人権機関」の実現を目指す目的で、「外国人・民族的マイノリティ人権基本法」と「人種差別撤廃法」の制定を求める連絡会（正式略称「外国人人権法連絡会」）が結成された。これらの法律の早期成立が望まれる。

日本政府がすでに批准している様々な国際条約、例えば、人種差別撤廃条約や子ども権利条約などを国内で厳格に適用することも急務であろう。さらに、2003年7月に発効した「すべての移住労働者とそ

の家族の権利保護に関する条約」の批准も強く望まれる。たしかにこの条約を批准した先進国はまだなく、現代社会の経済のグローバル化状況は、ジョージ(2004)が提唱する「オルター・グローバルゼーション」からほど遠いものがある。しかし、「オルター・グローバルゼーション」の指し示す方向性は決して間違っていない。

4. 結語

以上、ニューカマーである在日ブラジル人の教育問題を出发点に、日本社会の社会構造そのものの課題を、多少なりとも浮き彫りすることができたのではないと思う。また、今後の日本社会が進むべき方向を議論するうえで必要なことも、いくつかは指摘できたと思う。本稿が指摘した課題に、日本国の主権者である日本国民がどのように取り組んでいくのかは、わからない。日本社会の多様化状況を前向きに活かす取り組みがなされることを願ってやまない。

参考文献

- 太田晴雄 .2000. 『ニューカマーの子どもと日本の学校』 国際書院
- カール・A. グラント, グロリア・ラドソン=ピリング 編 .2002. 『多文化教育事典』 中島智子, 太田晴雄, 倉石一郎 (翻訳・監訳)、明石書店
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 .2005. 『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク—』 名古屋大学出版会
- ジム・カミンズ、マルセル・ダネシ .2005. 『カナダの継承語教育—場文化・多言語主義をめざして—』 中島和子、高垣俊之 (訳)、明石書店
- スーザン・ジョージ .2004. 『オルター・グローバルゼーション宣言』 杉村昌昭、真田満 (訳)、作品社
- 田尻英三・田中宏・吉野正・山西優二・山田泉 .2004. 『外国人の定住と日本語教育』 ひつじ書房
- 丹羽雅雄 .2003. 『マイノリティと多民族社会』 解放出版社
- 日本弁護士連合会第 47 回人権擁護大会第 1 分科会実行委員会 .2004. 『多民族・多文化の共生する社会をめざして—外国人の人権基本法を制定しよう—』 報告書、本編と資料編
- 松本脩作、大岩川嫩 .1995. 『第三世界の姓名』 明石書店
- 兵庫県外国人教育研究協議会 (2002) 『21 世紀兵庫の学校デザイン—理念・調査・提言: 外国人の子どもに関する長期構想検討委員会報告書』
- 厚生労働省 (子ども家庭総合研究事業) .2004. 「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」 班、小島祥美、中村安秀、横尾明親 『厚生労働省 共に育むふれあい交流都市をめざして—岐阜県可児市の歩み—』
- 共同通信記事 (ヤフー検索) 共同通信 - 2004 年 9 月 2 日 14 時 5 分更新
- 「14 歳雇用し書類送検 愛知、ブラジル人少年指を切断」 <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20040902-00000115-kyodo-soci>
- 入管協会 .2005. 『平成 16 年度出入国管理関係統計概要』 入管協会
- HATANO, Lilian Terumi. 2001. "What's in a name? The case of Brazilian children in Japanese public schools" Society

- for the Study of Language and Culture, Osaka University
- リリアン・テルミ・ハタノ .2002. 「日本におけるマイノリティの個人名扱いについて—言語文科教育を「人間教育」としてとらえる立場から—」 森住 衛 (監修) 『言語文化教育学の可能性を求めて』 三省堂
- リリアン・テルミ・ハタノ .2004. 「「滋賀県議会会議録」に現れた「外国人」認識」 『多文化社会研究』 第 2 号、31-50 頁、甲南女子大学多文化共生学科 <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/lilian-h/>
- 李節子 .2003a. 「在日外国人の人口動態と保険医療福祉ニーズ」、KOBE 外国人支援ネットワーク 『在日外国人の医療事情』 神戸定住外国人支援センター
- 李節子 .2003b. 「在日外国人の母子保健統計資料に関する研究—国籍 (出身地) 別乳児死亡、死産、妊産婦死亡 45 年間 (1958 年—2002 年) の分析—」 『平成 15 年厚生労働科学研究費助成金子ども家庭総合研究事業「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」』 <http://square.umin.ac.jp/boshiken/repo15.htm>
- 労働安全情報センター「労働基準法違反・処罰関連資料として、書類送検 [報道から] 収集」 <http://www.campus.ne.jp/~labor/wwwnews/soukennews2004.html>

在日ブラジル人児童の教育から見る
日本社会の多民族化状況
リリアン・テルミ・ハタノ
(<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/lilian-h/>)

PDF 版発行 2007 年 10 月 7 日
初出 『立命館言語文化研究』 第 17 巻 3 号
2006 年 2 月 28 日発行